

第4章

豊かなところをはぐくむまちづくり（教育文化）



第1節 生涯を通じて学習する環境づくり

1 生涯学習

現況と課題

少子・高齢化社会の到来，余暇時間の増大，技術の高度化など住民を取り巻く環境は急激に変化し，人々の価値観も量より質，物より心の充実へと変化しています。このような中，より充実した生活を送るために，住民一人ひとりの自ら学ぶことへの関心が高まっています。

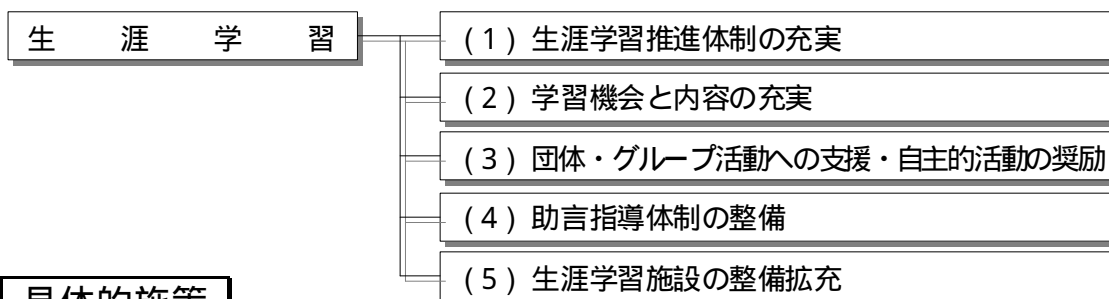
本町においては，公民館教室 26 教室・自主グループ 24 講座・短期講座 8 講座・映画鑑賞会等を実施するほか，生涯学習推進協議会による先進地視察や専門部会ごとの協議等の実施，生涯学習フェスティバルの開催などさまざまな学習活動の場づくりの充実に取り組んできました。

今後，多様化する住民のニーズに対応した公民館講座等の情報の提供と，自発的な学習活動への支援体制の強化の推進を図る必要があります。そのため，乳幼児期から高齢期までの各ライフステージを通して「いつでも，どこでも，だれでも」自由に学習できる機会と場を充実させるために，施設の機能強化を図るほか，生涯学習に関する情報や学習機会の提供，学習内容・方法の充実，人材の育成等，生涯学習活動を活発にする施策の展開が重要となっています。

基本方針

多様化する住民のニーズに対応した総合的な生涯学習体制の確立に努めるとともに，自発的な学習活動への支援体制の充実や生涯学習の施設整備などを進め，だれもが，いつでも，どこでも学ぶことができ，互いに高めあえる生涯学習社会の形成をめざします。

施策の体系図



具体的施策

(1) 生涯学習推進体制の充実

- ・境町生涯学習推進本部を中心とした全町の取り組みによる総合的な生涯学習体制の充実を図ります。

- ・生涯学習の情報の提供や相談・指導のための窓口の充実を図ります。
- ・町民講師の登録制度の活用と公募による講師の確保に努めます。
- ・生涯学習推進の中核となる職員の養成と専任化，民間企業，各種団体職員の活用を図ります。

(2) 学習機会と内容の充実

- ・多様な住民の学習ニーズにこたえるため，公民館教室の内容の充実や新規講座の開設など学習内容の充実に努めながら，公民館利用者の拡大を図ります。
- ・町民祭文化展・生涯学習フェスティバルにおいて，公民館教室及び自主グループの活動内容等の発表の場を継続して実施します。

(3) 団体・グループ活動への支援・自主的活動の奨励

- ・週5日制に対応した「さかい元気っ子クラブ」の活動の支援を図ります。
- ・高校生会や生涯学習ボランティア組織の結成の支援を図ります。
- ・各種団体・グループの自主性を尊重しながら，相互の交流や発表の場づくりなど，その活動促進のための施策の充実に努めます。

(4) 助言指導体制の整備

- ・適切な指導者を確保するために，生涯学習推進の中核となる職員の養成と専任化，民間企業，各種団体職員の活用を図るとともに，町民講師の登録制度を活用したり，公募による講師の確保に努めます。
- ・指導者の養成及び資質能力の向上を図るため，各種研修事業への参加を促進します。

(5) 生涯学習施設の整備拡充

- ・生涯学習活動の拠点となる図書室の整備について，さらに充実させるよう検討します。
- ・公民館図書室への司書の配置を検討します。
- ・各施設の運営等に一層の創意工夫を図るとともに，学校施設の開放等を含めて，施設間の連携，協力を推進します。

2 スポーツ・レクリエーション

現況と課題

スポーツ・レクリエーションは住民が生涯にわたり健康な生活を送るための基礎となるものです。近年，高齢化社会の進展，余暇時間の増大に伴い，健康や体力の保持・増進，ストレス解消，生きがいや豊かな人間関係を求めて，住民のスポーツ・レクリエーション活動に対するニーズは多様化しています。

本町では，スポーツ・レクリエーションの振興のため，境町民運動会のほか少年スポーツ大会など誰もが気軽に楽しめる各種イベントを開催しています。また，本町には，文化村における総合運動場をはじめ，ふれあいの里にグラウンド・ゴルフ場やゲートボール



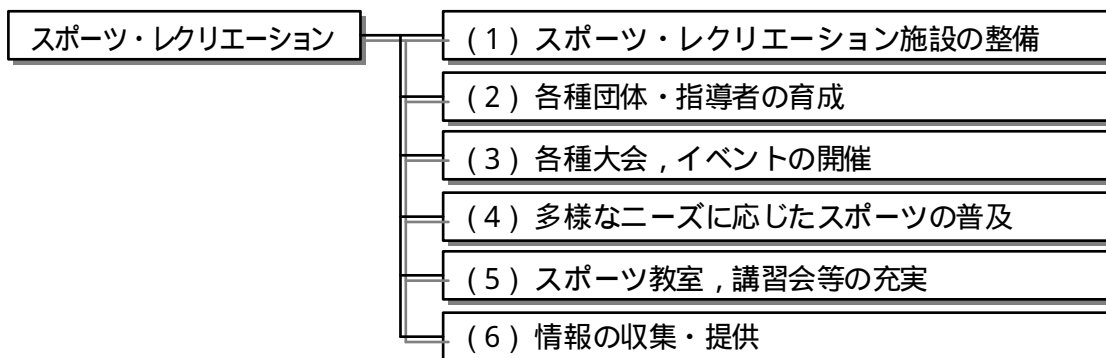
場が整備されています。しかしながら、既存施設の老朽化が一部で課題となっております。町民体育館については施設の改修が実施されましたが、今後は、武道館など他の施設についても適正な管理や修繕が必要となっております。

これからも、さらなる施設の整備・活用を図るとともに、住民誰もが気軽に楽しめる住民のニーズを把握しながら、組織の強化、指導者の養成、参加機会等を総合的に推進していく必要があります。

基本方針

住民一人ひとりが体力・年齢に応じた適切なスポーツ・レクリエーション活動が楽しめるよう、スポーツ・レクリエーション拠点の整備や各種スポーツ大会の開催、団体の育成、推進体制の強化等を図ります。

施策の体系図



具体的施策

(1) スポーツ・レクリエーション施設の整備

- ・住民が地域で気軽にスポーツ活動ができるよう、既存のスポーツ・レクリエーション施設の充実や、学校体育施設の整備・開放に努めます。
- ・武道館など老朽化が進む施設については、計画的な施設の改修・改築などの整備を進めます。
- ・住民の多様なスポーツ活動の需要に対応しつつ、総合グラウンド、サッカー場などをはじめとした既存の各種スポーツ施設の維持管理及び施設の効率的な活用を図ります。

(2) 各種団体・指導者の育成

- ・各種団体・スポーツクラブの育成・強化を図るために、引き続き、各種スポーツ教室・講習会を実施します。
- ・郡内・県西の組織と連携し、研修会等を通じて技術・情報の修得に努め、体育指導委員会の拡大強化を図ります。
- ・県のスポーツリーダーバンク事業を活用し、スポーツ推進委員、体育指導委員の拡大強化、民間有志指導者の育成を推進します。

.....

(3) 各種大会，イベントの開催

- ・ 体育協会所属の各部及びスポーツ少年団等の大会開催を奨励し，スポーツに対する認識と興味を深めるべく各種大会を実施します。

(4) 多様なニーズに応じたスポーツの普及

- ・ 健康，体力，仲間づくりを通して健やかで豊かな生活を送ることができるよう，各団体と連携し，ウォーキングやハイキング等気軽にできる家族スポーツの普及推進に努めます。
- ・ 子どもからお年寄りまで誰もが気軽に参加できるニュースポーツの普及に努めます。

(5) スポーツ教室，講習会等の充実

- ・ スポーツの正しい知識や技術，マナーなどの取得のために各種スポーツ教室や講習会等の充実を図ります。

(6) 情報の収集・提供

- ・ 住民が必要なスポーツ・レクリエーション情報を得られるよう，地域で開催されている各種スポーツ団体の活動状況や大会の開催案内及び開催結果など各種情報の収集・提供に努めます。
- ・ 住民のスポーツ活動に対する利便性を向上するため，施設予約システムの導入を検討します。

3 青少年健全育成

現況と課題

青少年は次代を担う貴重な人材であり，豊かな情操・優れた創造性を有し，社会性・国際性に富んだ，心身ともに健全で，明るくたくましい青少年を育成することは，住民全体ひいては社会全体の願いといえます。

しかし，核家族化や少子化等による家庭教育力の低下，住民の意識や連帯感の希薄化などにより，青少年を取り巻く環境は，ますます悪化の傾向にあり，青少年の非行も加速度的に低年齢化しています。また，物質的な豊かさを持つ反面，心の豊かさ・精神的なたくましさ欠缺る青少年が増加し，無気力，登校拒否（不登校），いじめ，薬物乱用，出会い系サイトによる犯罪等が全国的に急増・蔓延しています。

このため，本町では，青少年相談員を中心に相談活動，街頭巡視活動を行うとともに，「青少年健全育成さかい町民の会」の活動を通じて，地域ぐるみでの青少年の健全育成に努めてきました。また，研修会・講演会等を開催し，地元警察署から現役署長を講師に招くなど，青少年に関わる問題行動の現状や推移を把握してきました。さらに，青少年団体活動や地域活動，ボランティア活動など青少年の自発的・自主的活動の活発化を促す活動についても積極的に取り組んでいます。

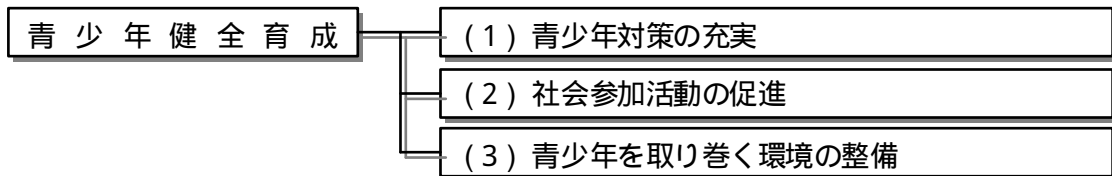
今後も，これらの取組を続けながら，家庭，学校，地域社会及び関係機関・団体との連携のもと，地域ぐるみで青少年が健全に育つための環境づくりを推進することが必要です。



基本方針

家庭，学校，地域社会及び関係機関・団体との連携を強化し，地域ぐるみで青少年健全育成の環境作りを推進します。

施策の体系図



具体的施策

(1) 青少年対策の充実

- ・地域における育成活動の基盤となる地域社会づくりを促進するとともに，青少年育成住民運動の普及と定着を図ります。
- ・適切な助言・援助を与える相談体制，相談機関の整備充実を図るとともに，地域における補導・保護活動を強化促進します。
- ・家庭，学校，地域社会及び関係機関・団体との相互の連携を強化するとともに，「青少年センター」などの機能の整備を拡充し，総合的な推進体制の更なる充実を図ります。

(2) 社会参加活動の促進

- ・各種研修会，広報・啓発活動を推進し，活動の母体である「青少年健全育成さかい町民の会」の活動への支援を図ります。
- ・青少年団体等の自主的活動と相互交流を支援しながら，恒常的地域活動を通じて，地域における青少年団体活動の指導者及び青少年リーダーの育成に努めます。
- ・福祉施設等での介護や話し相手などのボランティア活動，地域行事などへの積極的な参加を促進するとともに，社会性や連帯性を養い，心身ともに健全な青少年を育成します。

(3) 青少年を取り巻く環境の整備

- ・「茨城県青少年のための環境整備条例」の適切な運用を図りながら，地域における環境浄化活動を推進します。
- ・青少年を取り巻く社会環境の浄化を図るため，非行を誘発しやすい場所の浄化や有害図書・有害広告の排除，薬物乱用の禁止など，関係機関と連携し，住民総ぐるみによる防止活動を推進します。

第 2 節 心豊かな人間性を育む教育環境づくり

1 幼児教育

現況と課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を育む、重要な役割を担っています。

町内には平成 9 年に統合・新設された町立幼稚園 1 園と私立幼稚園 3 園があり、私立幼稚園と町立幼稚園のそれぞれの役割分担を踏まえながら、それぞれの特徴を生かした幼児教育の充実を図っています。さらに、私立幼稚園児に対する補助金交付をはじめとして保護者の経済的負担や育児負担の軽減を目的とした各種施策を展開しています。

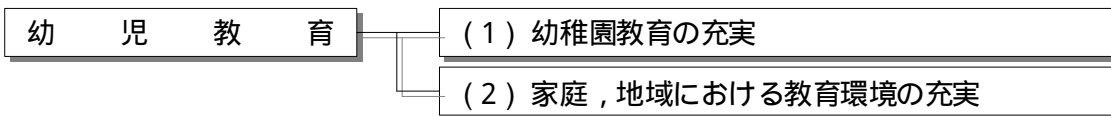
近年、出生数の低下による子どもの数の減少が加速し、親の過保護や過干渉、育児不安等の問題が指摘されているとともに、女性の社会進出が進むなど幼児を取り巻く状況が変化しています。こうした中で、幼稚園における教育課程の展開とともに、今後は幼児期の家庭教育や地域での社会教育活動と一層緊密に連携した幼稚園運営の期待が高まっています。

このため、幼児教育の展開にあたっては、小学校教育へ円滑に移行できるよう、相互の情報提供を充実させ、教育内容をなお一層連携強化させるとともに、幼稚園の民営化又は廃止を含め地域の実情に応じた運営方法や施設整備を進めながら、幼稚園と保育園がそれぞれの目的や役割を果たしつつ、相互の連携を推進していくことが必要となっています。

基本方針

幼児教育の重要性を認識し、家庭、地域の教育環境の向上と幼稚園教育の充実を図り、心身の調和のとれた幼児の育成に努めます。

施策の体系図



具体的施策

(1) 幼稚園教育の充実

- ・豊かな人間性を育むため、自然体験や社会体験、郷土学習等の園外保育など幼児一人ひとりの発達や地域の実情に応じた弾力的な教育課程の編成や遊びを通じた指導内容・方法の充実を促進します。
- ・入園を希望する幼児の円滑な就園を図るため、受け入れ体制の整備や教育内容の充実を目的とした調査・研究に努めます。
- ・私立幼稚園児の保護者に対する私立幼稚園就園奨励費補助金助成を継続して実施し、幼稚園への就園を促進します。



- ・義務教育の準備段階として、小学校への指導の流れが一貫したものとなるよう、各幼稚園・保育園と小学校との連携の強化を図ります。
- ・地理的条件や少子化の影響及び運営の実情を踏まえ、幼稚園の民営委託や統廃合等の検討を進めます。

(2) 家庭，地域における教育環境の充実

- ・幼稚園，家庭，地域が連携を深めるため，各種学級や講座などを充実させ，家庭や地域が担うべき役割を明確にしながら，地域に開かれた幼児教育の環境の充実を図ります。
- ・女性の社会進出の拡大などに対応した，幼稚園の預かり保育の充実を図ります。

2 義務教育

現況と課題

学校教育については、改正教育基本法の成立（平成 18 年 12 月）をはじめとして、現在、関係法令の改正や学習指導要領の見直しが検討されているなど、教育を取り巻くさまざまな課題解決に向け、各種諸制度においても大きな変革期にあります。子どもを取り巻く環境が大きく変化しさまざまな課題が明らかとなる中、教育の分野においても、新しい時代に対応した改革が求められています。

本町には、小学校が 5 校、中学校が 2 校あります。「夢を持ち かしこく たくましく 心豊かに生きる境の子」を目標に、児童生徒一人ひとりの学力向上・豊かな心の育成をめざして、それぞれの学校において、家庭・地域と連携を図りながら開かれた学校づくりに取り組んでいます。今後も、豊かな人間性の育成と児童生徒の多様な能力や個性を伸長する教育を推進していく必要があります。そのため、チームティーチング講師の配置や A L T（小学校 3 名・中学校 1 名）の配置、教育ボランティアの育成など教育環境の充実を図るとともに、境町英会話活動など現在実施されている先進的な取り組みをさらに進展させ、時代の変化を捉えた新たな教育内容の充実取り組んでいくことが課題となっています。

一方、学校施設面においても、境小学校の校舎の大規模改造工事（平成 10 年度）や境第二中学校の校舎新築工事（平成 14 年度）、境第一中学校の校舎新築工事（平成 18 年度）等による施設整備をはじめ、小・中学校における教育用コンピュータの整備（平成 9・10 年度整備、平成 16 年度更新）など教育環境の整備に努めてきました。今後も児童生徒を預かる教育環境の充実を図るため、学校施設・設備や校外環境の整備を進め、児童生徒が安心・安全で快適な教育環境を整備する一方、余裕教室の活用や地域との交流の場づくりなどが課題となっています。学校給食についても、食に対する関心の高まりや嗜好の変化に対応しながら、職員の意識や調理技術の向上を図り、衛生管理の徹底による安全な給食を提供するとともに、給食センターの民間委託や廃止を含めた合理化の検討などが必要になってきています。

基本方針

豊かな心身と個性や創造性に富む児童生徒の育成をめざした教育内容の充実を図るとともに、教育施設、情報教育機器を整備します。

施策の体系図



具体的施策

(1) 教育環境の充実

- ・児童生徒数の減少による余裕教室を生涯学習活動に利用し、学校開放ができるように考慮した施設の整備を推進します。
- ・旧耐震性能基準前の校舎などの、耐震化対策や老朽化に伴う校舎及び施設の維持補修を計画的に推進します。
- ・情報化社会に対応した教育の推進を図るため、小学校、中学校へのコンピュータ、ソフトウェアの導入を図り、校内LAN、地域教育ネットワーク等の整備を推進します。
- ・学校図書室の充実を図るため、計画的な図書購入を推進します。
- ・通学路の改善整備、交通安全施設の設置、交通安全教育の推進など、通学対策を積極的に進めます。

(2) 教育内容の充実

- ・児童生徒の個性を尊重し、総合的な能力の向上に努めます。
- ・高い資質を有する優秀な教職員の確保に努めるとともに、教職員の資質の向上を図るために、幅広い研修の機会の充実を図ります。
- ・国際化の進展に対応するために、英語指導助手の活用、コミュニケーション能力の育成など、英語教育の強化を図ります。
- ・情報化社会に対応し、コンピュータを活用した教育の推進を図ります。
- ・ふれあいの里体験農園やふれあい茶園などを活用し、自然とのふれあいによる環境教育や社会体験、郷土学習に積極的に取り組みます。
- ・学校教育と生涯学習の連携強化の充実を図ります。
- ・児童生徒の健康管理指導の強化、保健・体育教育の充実、学校内外におけるスポーツ活動の活性化、野外研修活動の拡充に努めます。



- ・障害児の就学指導相談活動や教育課程，指導方法の研究・改善に努め，全ての児童生徒に等しい教育の機会を設けます。

(3) 心の教育の充実

- ・不登校・いじめ問題に対応するために，スクールカウンセラー等を派遣し，学校における対応や教員の資質・指導力の向上に努めます。
- ・不登校対策として，相談員の家庭への訪問に取り組みます。
- ・幼稚園や学校，家庭や地域・生涯学習との連携を強化し，幅広い指導を行うことができるよう，児童生徒への町ぐるみの指導・相談体制の充実を図ります。
- ・差別や偏見をなくすための人権教育や職業体験教育を推進します。

(4) 学校給食の充実

- ・多様化する学校給食への要望に対応するため，給食センターの施設・設備の計画的な改善を進めます。
- ・給食センターについては，施設の民間委託や廃止を含め合理化に向けた適切な運営方法の検討を行います。
- ・現在実施している地元農産物を活用した郷土料理や児童生徒の希望献立など，栄養バランス等に配慮した楽しい給食の充実を図ります。
- ・学校給食に対する多様な問題に適切に対応するため，衛生，調理についての職員研修の充実を図ります。

第 3 節 男女が共に生き生きと暮らせる社会づくり

1 男女平等意識の確立

現況と課題

少子・高齢化の進展や経済活動の完熟化，情報通信技術の高度化など急速な変革の時代を迎え，女性の職場進出やあらゆる分野の社会活動への参加が増えており，男女が社会の対等な構成員として参画する男女共同参画社会の形成をめざす積極的な取り組みが必要となっています。

平成 11 年に男女共同参画社会基本法が制定され，翌年には同法に基づく男女共同参画基本計画の策定，さらに平成 17 年には「第 2 次男女共同参画基本計画」が策定され，法律や制度の上では男女共同参画社会の形成に向けた整備が進んでいます。

本町においても，平成 16 年 3 月に「さかい男女共同参画プラン」を策定し，現在その実施計画に基づき，男女共同参画社会の実現に向けた積極的な展開を図っています。

今後も，男女の人権が尊重される社会になるよう，住民，事業者，行政のそれぞれが主体的かつ一体的に総合的な取り組みを推進することが必要です。

基本方針

男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき，個の自立と男女平等意識の確立や男女平等教育を推進していきます。

施策の体系図

男女平等意識の確立

(1) 男女平等意識の啓発活動の推進

(2) 家庭教育の充実，学校教育・生涯学習の推進

具体的施策

(1) 男女平等意識の啓発活動の推進

- ・男女平等意識の啓発を推進し，社会全体の性別役割分担意識の解消を図ります。
- ・県・関係機関と連携し，セクシュアル・ハラスメント等に関する相談窓口の設置について検討します。
- ・ドメスティック・バイオレンス（配偶者などからの暴力）等の被害者が相談しやすい環境や情報の提供を検討します。

(2) 家庭教育の充実，学校教育・生涯学習の推進

- ・家庭教育や学校教育，生涯学習など人間形成を行うすべての学習機会において，男女平等教育の充実を図ります。



2 男女共同参画の促進

現況と課題

男女共同参画社会の実現のため、家庭・学校・職場・地域などあらゆる場を通じて、性による固定的な役割分業意識を是正し、男女が共に社会に参画する社会の形成をめざす取り組みが必要となっています。

そのため、さかい男女共同参画プランの実施計画に基づき、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を推進し、女性職員の積極的登用や職域拡大を図っていくことが求められています。

基本方針

男女が共に政策・方針決定への参画や、家庭・地域社会における男女共同参画社会の形成に向けて、総合的な施策を推進していきます。

施策の体系図



具体的施策

(1) 「さかい男女共同参画プラン」の推進と見直し

- ・男女共同参画社会基本法の理念を受け、男女共同参画社会の形成に関わる総合的な施策の推進を図るために策定した、「さかい男女共同参画プラン」の見直しを進めます。

(2) 「境町男女共同参画条例（仮称）」の制定の検討

- ・男女共同参画社会の形成において、町がめざすべき基本理念及び町、事業者、住民の責務や役割を明らかにするとともに、町の施策の基本的事項を定める「境町男女共同参画条例（仮称）」の制定を検討します。

(3) 社会参画の促進

- ・各種政策や方針における意志決定の場への女性の参画を図り、女性の登用率目標 30%をめざして、積極的な働きかけを行います。
- ・あらゆる社会活動に主体的に参画できるよう意識の高揚等の促進を図ります。

.....

(4) 男女が平等に働くことができる環境の整備

- ・子どもの健全育成・子育てと職業の両立・介護・働きやすい環境づくり等において、望ましい親の役割や男女共同参画の家庭づくり等に関する情報等の提供を図ります。
- ・男女が積極的に地域活動に参画しやすい環境づくりを推進します。
- ・多様な生き方を可能にする条件の整備を図ります。
- ・働きやすい労働環境の整備を図ります。



第4節 個性豊かな地域文化づくり

1 芸術文化

現況と課題

近年、物質的な豊かさや余暇時間の増大等を背景に、住民の価値観や生活様式が多様化する中で、精神的なゆとりとうるおいをもたらす文化への志向や文化的雰囲気への備わるまちづくりに対するニーズは、一層高まっています。

本町においては、住民の自主的な芸術文化活動を推進する文化協会の果たす役割は大きく、これらの活動の拠点である「ふれあいの里」の機能の充実を図りながら、質の高い文化活動の推進を図ることが必要です。さらに、今後は、住民による多彩な文化活動の一層の振興を図り、一人ひとりがゆとりとうるおいを実感できる、文化的なまちづくりを推進していくことが重要となっています。

このような文化を重視した地域づくりへの志向の高まりとともに、文化財に対する関心も高まりをみせていますが、反面、先人から受け継いだ伝統芸能や文化財などの貴重な文化遺産が失われつつあります。そのため、地域に密着した個々の文化財保護団体の活動を引きつづき維持していくとともに、会員の減少や高齢化が目立つ文化財保護団体の育成に努めながら、さらには、郷土の埋蔵文化財に対する保護保存意識を醸成していくことが重要です。

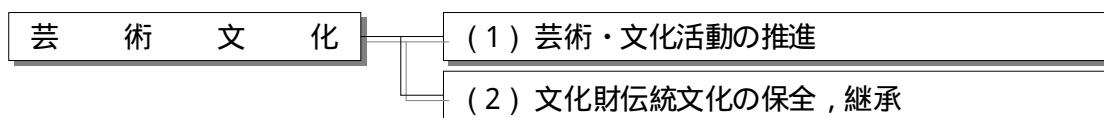
また、常設展のリニューアルや特別展・企画展の開催、小学校の授業の一環としての活用などさまざまな取り組みを進めている歴史民俗資料館の運営に関しては、その所蔵する資料に対しての各種研究機関、研究者からの新たなニーズも生まれているため、これら資料館活動の継続的な運営を行うほか、より一層の充実が求められています。

基本方針

優れた芸術文化に親しめる機会の充実や、自主的な活動の支援などにより、一層の文化活動を促進するとともに、文化活動団体の支援や文化を担う人材の育成に努めます。また、情報の収集・提供、指導・相談機能の充実や、文化交流を促進し、自主的・創造的な文化活動の振興を図ります。

文化財の適切な保護保存を図るとともに保存意識の高揚に努めます。また歴史民俗資料館活動を充実させるとともに一層の利用促進を図ります。

施策の体系図



具体的施策

(1) 芸術・文化活動の推進

- ・住民の芸術文化活動の機会拡充や芸術文化活動の場を提供する等，各種文化事業の全町的な展開を図ります。
- ・各種文化団体やグループ等の自主活動の支援と交流イベントの開催を図ります。
- ・中央公民館，地区公民館等の効果的な運用を図りながら，年間を通じて継続的に学習できる場の提供に努めます。
- ・文化活動促進のため，指導者の養成・確保を図ります。
- ・学校との連携を強化し，児童生徒の地域の文化活動への参加を促します。

(2) 文化財伝統文化の保全，継承

- ・埋蔵文化財の保護保存を図り，そのためにも保護保存の意義の普及を進めます。
- ・伝統的な民俗芸能をはじめとした文化財の保護保存を図り，保存会などの育成を図ります。
- ・歴史民俗資料館において企画展などを開催するとともに，保存資料の公開を進め，小学校を中心とした学校教育での活用を図ります。
- ・郷土資料の収集を図り郷土の歴史についての調査研究を進めます。
- ・町史の普及を図り古文書教室などの講座，講演会を開催し，書籍・パンフレットなどを作成し普及に努めます。

2 国際交流・地域間交流

現況と課題

近年，交通手段，情報システムの飛躍的な発展により，金融・経済，サービス，労働力，文化などあらゆる分野でボーダレス化が加速しています。これらを背景として，人・モノ・情報等の国内外の交流も活発化し，生活圏は大きく広がっています。

近年，国際社会での相互依存関係が社会・経済・文化のあらゆる面で深まる中，地域社会においても，さまざまな分野において国際化が進展し，地域住民は，身近な生活の中で異文化に対する理解や国際感覚を求められる時代となっています。

また，個性豊かな地域づくりのためには，地域の魅力や地域資源を掘り起こし，内外への情報発信を進めるとともに，他の地域と互いに連携・切磋琢磨していくような地域間交流が必要となってきました。

本町では，昭和 10 年にアルゼンチン共和国モンテ・ネグロ代理公使が長田小学校へ来校したことを記念し，平成元年，第 1 回アルゼンチン共和国・長田小学校友好記念の日を開催し，その後毎年，長田小学校においてアルゼンチン共和国との国際交流会を開催しています。

交流は継続が肝要であり，今後もこのような取り組みを進めながら，交流の意義や必要性

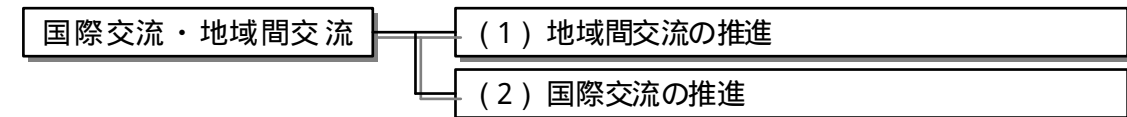


について住民の理解と認識を深め、行政と住民、団体それぞれが役割を認識・分担し、連携を密に取り組むことが必要です。

基本方針

交流の時代に対応し、広く地域間交流や国際交流の機会を提供し、国際性豊かな人材の育成と幅広い豊かな文化の創造に努めます。

施策の体系図



具体的施策

(1) 地域間交流の推進

- ・ふるさと探訪事業や各種スポーツ・レクリエーション等のイベントを開催します。
- ・近隣市町村との歴史・文化等の環境を生かした交流に努めます。

(2) 国際交流の推進

- ・地域レベルでの国際化を進めるために、また国際交流の担い手として、ホームステイなど国際交流を進める各種活動の充実・支援を図ります。
- ・長田小学校で毎年行われているアルゼンチン共和国との交流を支援するとともに、町レベルでの交流のあり方を検討します。
- ・交流の推進を図るための組織を整備するとともに、国際交流推進計画の策定について検討します。
- ・外国人向けのガイドブックや案内標識の整備など、国際化の推進に対応した広報活動の展開を図ります。
- ・在住在勤の外国人向け、ボランティアによる日本語教室の充実を図ります。